

## 令和7年2月定期海技士国家試験の弾力的運用について

令和7年2月定期海技士国家試験に受験申請した者のうち、令和7年2月の降雪災害（以下「災害」という。）の影響により一科目でも受験することができなかった者については、下記の措置を講じます。

### （1）適用対象者、提出書類

以下、①、②又は③に該当する者は適用対象者となります。ただし、筆記試験において一部の科目を受験し不合格がある場合には、対象外になります。

① 閉庁等により試験を中止した期間の受験者

② 災害救助法が適用される市町村（内閣府報道発表を参照。）に住所地を有する者

提出書類：申請時から試験日までに変更があった場合には、住民票の写しその他住所地を確認できる書類（運転免許証等）

③ その他やむを得ない事情がある者

提出書類：公共交通機関の運休や道路の通行止め（地震等の予見できない災害が発生した場合に限る）等<sup>\*1</sup>、やむを得ない事情により受験することができなかった旨を記載した理由書

※1 可能な限り客観的記録を添付し、具体的に記載してください。記載が不十分な場合、適用対象者と見做すことができない場合があります。

また、理由によっては、試験地において、やむを得ない事情ではないと判断する場合があります。

★ その他提出書類：送付先を記入し切手（送料）※2を貼った返信用封筒（A4サイズ）

※2 切手（送料）は、筆記試験のみの場合110円、口述試験受験者は提出書類によって金額が変わりますので、レターパックプラスをお送りください。

## （2）措置内容

提出書類を添えて申し出を受けたときは、海技試験終了後、添付書類を含む申請書類一式※3を返却します。この場合、返却された申請書類※4は、令和7年4月又は令和7年7月定期海技試験（受験できなかった試験の開始期日から起算して6か月以内に行われる定期試験）において1回限り使用できます。

（例：手数料納付書（再使用可能の証明有）、筆記試験科目免除証明書等）

※3 下記書類は返却されません。（新しいものをお送りします。）

- ▶ 海技試験申請書（第10号様式）
- ▶ 海技士の資格に係る海技士国家試験申請書（二）（第21号様式）

※4 返却された申請書類のうち、「受験票（控）」は再使用できません。  
受験票内の写真は押印してあっても再使用いただけません。

参照：内閣府報道発表「災害救助法の適用状況」

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyuu.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyuu.html)

【問い合わせ先】〒760-0019

高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館 3F

四国運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課

TEL 087-802-6831

FAX 087-802-6835

申請書を郵送される際、  
切り取ってご利用下さい。

